

# 学校いじめ防止基本方針

千葉県立印旛特別支援学校

## 1 いじめ防止のための基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、障害を理由に、いじめを受け、人権を侵害されることがあってはならない。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、教職員が他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 『いじめ防止対策推進法』

#### 第二条第一項（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止等のための対策における基本事項

### (1) いじめに対する基本認識と全関係者による対応

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こりえるものである」ことを十分に認識して、教職員をはじめ、すべての関係者が連携して未然防止と解消にあたる。

### (2) 早期発見・早期対応

日頃から、子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、いじめアンケート調査の実施と保護者面談、日々の子どもの様子観察や保護者との連絡帳のやりとりを通し、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止め、適切かつ迅速に対応する。

### (3) いじめを許さない学校づくり

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて徹底していくとともに、学部間の連携を密にして、継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。また、教職員がいじめを助長するような不適切な発言や体罰をしてはならない。**学校全体で、暴力や暴言を許さない環境作りを行なう。**

### (4) 学校・家庭・地域社会と連携した取組

学校や家庭、子どもの健全育成にかかわる関係諸団体・機関等が連携し、情報交換と行動連携ができるように努める。

### 3 学校いじめ等対策組織

#### (1) いじめ防止対策委員会・・・校外

学校におけるいじめ防止等の対策のため、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務主任、各部主事、教育関係者、福祉・労働支援機関関係者、保護者の代表を構成員とした組織を設置する。(開かれた学校づくり委員会)

必要に応じて、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等を加える。役割として、いじめ等の対策に関する実施状況、年間計画、課題等について学校からの報告を受け、協議し、助言するものとする。

#### (2) 校内いじめ等防止対策委員会・・・校内

いじめ問題対策のため、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各部主事、副主事、生徒指導主事、進路指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭を構成員とする。企画委員会等を活用して、各学部からの報告を確認し、いじめ防止及び対策に関する情報交換を行う。事案発生時には、臨時に開催する。

### 4 いじめ等の防止のための対策

＜学校におけるいじめ防止に対する取組＞

- ① 道徳的観点を取り入れた授業を推進する。
- ② 実態を把握し、個別的な支援や少人数による指導を充実させ、授業の中で個々の活躍する場面を創る。
- ③ 自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を大切に、児童生徒の実態に合ったわかる授業を展開する。
- ④ 日常観察を徹底し、情報を共有(家庭と学校、校内)する。
- ⑤ 児童生徒の実態に応じたインターネット等の適切な利用方法についての指導を行う。

### 5 いじめの早期発見のための措置

#### ① いじめ等に関する調査

- ・ いじめの状況把握のためのアンケート調査を保護者の協力のもとに実施する。  
アンケート調査は1月に実施し、結果は2月中に文書にて保護者に提示する。
- ・ 保護者面談を通して、子どもたちの変化について保護者と共通理解を図る。
- ・ 連絡帳等を通して家庭と連絡を取り合い、児童生徒について情報交換を行う。
- ・ 日常生活の中で、児童生徒の行動、人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。
- ・ 高等部自力通学生に対して、集会の中で、いじめの問題について相談することや通報することの重要性について伝え、「話す勇氣」について具体的に説明する。

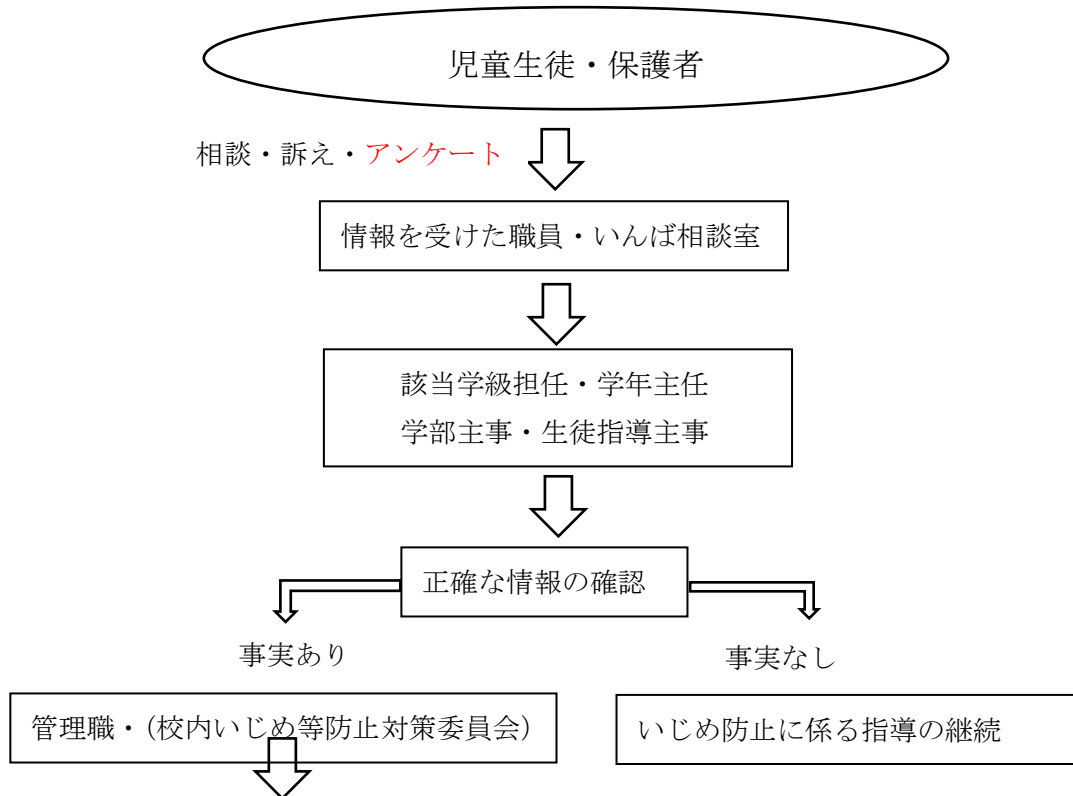
#### ② いじめ等相談体制

- ・ いんば相談室の活用。
- ・ 学級担任、生徒指導主事、養護教諭への相談。

相談を受けた担当者は、生徒指導主事への報告を行なう。生徒指導主事は管理職への報告を行ない、必要に応じてケース会議や校内いじめ等防止対策委員会を開催する。

## 6 いじめの疑いに係る情報を認知した場合の対応

### (1) 報告の流れ



- いじめにあった児童生徒・保護者への支援
  - ・いじめられた子どもの不安や心配を取り除く。
- いじめを行った児童生徒への指導・支援と保護者への支援・助言
  - ・相手の気持ちや痛みが分かるような指導、望ましい関わり方について具体的な内容を共に考える。
  - ・被害者や通報者に物理的、精神的圧力がかけることがないように、活動場所を分ける等の対策を取る。
- 学級または学年での指導
  - ・見て見ぬふりをする行為もいじめの容認とし、助長していることを自覚させる。
- 特別指導
  - ・いじめを行っている場合であり、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して懲戒を加える。ただし、教育的配慮に十分留意し、児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係をはぐくみ成長を促す目的で行う。
- 事案により教育委員会、所轄警察署、児童相談所と連携して対処する。

## 7 重大事態への対応

### 重大事態とは

- ① いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

校内いじめ防止等対策委員会が事実関係を明確にする調査を行い、調査結果については、当該児童生徒、保護者に対して情報提供を行う。

事案により教育委員会、所轄警察署、児童相談所と連携して対処するとともに、教育委員会への報告を行う。

## 8 いじめ防止等のための対策の見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針はホームページで公開する。
- (2) 学校評価にいじめ等に関する項目を設け、保護者の評価を受ける。
- (3) 年度ごとに基本方針の見直しを図り、いじめ防止及び再発防止に向けた取り組みを検討する。
- (4) 改定については校内いじめ等防止対策委員会と職員会議を経て決定する。

年間計画

月	会議等	未然防止にかかわる取組	早期発見への取組
4	・職員会議 ・校内いじめ等防止対策委員会（毎月企画委員会時に開催）	・道徳、特別活動の年間計画に反映	・教育相談、面談等 ↓
5	・いのちを大切に作るキャンペーン	・学級、学年づくり 人間関係づくり	
6	・いじめ防止対策委員会	・高等部自力通学生アンケート、教育相談	↓
7			
8		職員研修	
9	・職員会議	・人間関係づくり、観察	・教育相談、面談等 ↓
10	・いじめ防止対策委員会	・高等部自力通学生アンケート、教育相談	↓
11		・人間関係づくり、観察	↓
12			
1			・児童生徒、保護者アンケート
2	・いじめ防止対策委員会		・教育相談、面談等 ・アンケートまとめ
3	・職員会議	・来年度への生徒実態引き継ぎ	

令和2年3月24日改訂